

平成31年4月から肉用繁殖雌牛の ヨーネ病検査が始まります

岐阜県では、牛のヨーネ病の定期的な検査は、乳用牛を対象に実施していました。しかし近年、肉用繁殖雌牛での発生が全国的に増加傾向であることから、平成31年4月より、乳用牛に加え、肉用繁殖雌牛を検査対象とすることとしました。

飛驒牛を守るための対策となりますので、ご理解とご協力をお願いします。

ヨーネ病とは

牛に頑固な下痢を起こさせる細菌性の慢性伝染病です。感染牛の糞便から経口感染し、数ヶ月～数年後に発症します。
発症前であっても菌を排出しているため、感染が拡大しやすい病気で、家畜伝染病（法定伝染病）に指定されています。

検査の内容

対象牛：搾乳のために飼養している6カ月齢以上の乳用牛
繁殖のために飼養している6ヶ月齢以上の肉用雌牛

検査方法：血液検査（ELISA法）

検査手数料：**350円 / 頭**

（証明書が必要な場合は別途証明書交付手数料350円）

31年度の検査対象地区

市郡ごとに、2年に1回のサイクルで行います。

H31年度検査実施地区は下記のとおりです。

乳用牛の検査：関市、美濃市、郡上市

肉用牛の検査：美濃加茂市、可児市、加茂郡、可児郡

ヨーネ病と診断された場合には

患畜となった牛は、家畜伝染病予防法に基づき、殺処分します。

患畜に対しては、国から手当金が支払われます。

患畜摘発後は、定期的に同居牛の検査を行い、清浄性を確認します。

※乳用牛はこれまで通り2年に1回ヨーネ病検査を行います。

※県外からの導入牛は、随時検査を実施しますので、家畜保健衛生所へご連絡ください。